

## 福岡都市計画区域マスタープラン(案)に対する意見の概要と意見に対する県の考え方

### 1. 住民説明会(10/25)での意見について 6名の方からいただきました。

| 番号 | 発言者<br>(該当 P)  | 意見の概要   | 意見に対する県の考え方   |
|----|----------------|---|---|
| 1  | 1<br>(P9)      | <p>旧福岡町地区は、古くから砺波市と生活や仕事などで繋がりが深い。旧高岡市地域だけでなく、砺波市との広域的な交流・連携が図られたまちづくりとしてほしい。</p>   | <p>都市間交流については、P9の基本理念 ○広域的な交流・連携を支える都市づくりの実現のため、&lt;都市づくりの基本的方向&gt;として「駅や駅前広場など、交通結節点の整備充実」や「市町村間の連絡を強化する幹線道路など、県内道路網の体系的な整備の推進」を明記しました。</p> <p>なお、巻末の概要図では、本都市計画区域と砺波市との都市間連携をオレンジ色の矢印点線で表現しています。</p> <p>なお、福岡都市計画区域マスタープランに即して高岡市が作成した高岡市都市計画マスタープランでは、「県西部の中核都市として、大都市圏や金沢・飛越能などの近隣都市との広域間連携を強化するとともに、市内で暮らすあらゆる人々が自由に移動できるための拠点間連携のネットワークを強化することで、広域間と拠点間の交通ネットワークが充実した都市づくりを進めます。」と記載があります。</p>                                      |
| 2  | 2              | <p>旧福岡町と旧高岡市の都市計画区域の統合は検討しないのか。</p>   | <p>旧福岡町は、市街化区域と市街化調整区域との区域区分のない非線引きの都市計画区域となっていますが、旧高岡市は、線引きされている富山高岡広域都市計画区域に構成されています。</p> <p>旧福岡町と旧高岡市を統合するにあたり、区域区分の有無についても統一することが必須となります。</p> <p>現在の本都市計画区域は、P16 の1)区域区分の決定の有無に記載のとおり、これまで進めてきた土地区画整理事業等により用途地域内の人口が近年増加しています。また、白地地域においては、地域にふさわしい建築形態規制の適用などにより、その保全に取り組まれています。</p> <p>これから人口減少が予想され、今後とも区域内の土地利用の整序を図ることが可能であると考え、旧福岡町地区においては、これまでどおり旧高岡市とは統合せず区域区分を定めない都市計画区域としました。</p>   |
| 3  | 3<br>(P17,P20) | <p>地区から行政への要望事項は、道路の交通安全に関係するものが多い。そのための道路整備も重要だが、工場と文教施設との住み分けなど土地利用でも安全の確保が可能だと思われる。</p> <p>今後は、こういったことに配慮し、新たな工業団地の整備や工場の誘致を進めるべきと考える。</p> | <p>交通安全については、第1章 P7の基本理念 ○快適で活力あるコンパクトな都市づくりの実現のため、&lt;都市づくりの基本的方向&gt;として P8に「歩行空間や自転車走行空間の確保や歩道のバリアフリー化など、安全で回遊性を高める道路空間の整備充実」を明記しました。</p> <p>また、第2章 P13 の基本理念 ○安全・安心で快適に暮らせる都市づくりの実現のため、P14 に「犯罪や交通事故のない安全・安心な生活環境を創る。」ことを明記しました。P20 の2-1)交通施設の都市計画の決定の方針の①基本方針でも、「歩行者や自転車にとっての快適な道路空間の確保に努め、安全で円滑な道路網の構築を図る。」ことを明記しました。</p> <p>工場の誘致については、P17 の1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針、b工業地において「福岡パークキングのインターチェンジ化に伴い企業ニーズに応じた企業誘致を進める。」ことを明記しました。</p> |

| 番号 | 発言者<br>(該当 P) | 意見の概要   | 意見に対する県の考え方  |
|----|---------------|---|--|
| 4  | 4<br>(P21)    | 河川敷内の除草など維持管理を徹底することで、市街地での熊の被害を抑えることができる。こういったことをマスタープランに記載してほしい。      | 都市計画区域マスタープランは都市計画の基本的な方針を示すものであり、具体的な維持管理方法を記載することは困難ですが、P21 の2-2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針、b河川において「快適な河川空間を創出するため、河川環境の整備・保全を図る。」ことを基本方針として明記しました。   |
| 5  | 5<br>(P21)    | 黒石川の河川改修を進めてほしい。  | 都市計画区域マスタープランは都市計画の基本的な方針を示すものであり、具体的な河川改修を記載することは困難ですが、P21 の2-2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針、b河川において「浸水被害の実績及びその危険性に応じて、各河川や地域の特性を踏まえた治水対策を実施する。」ことを基本方針として明記しました。   |
| 6  | 6<br>(P8)     | 富山大学や県立大学との官学連携を進めることで、まちづくりの発展が進むものと考えている。<br>マスタープランにこういったことを記載してほしい。 | 大学との連携に留まらず、広くまちづくりに参加いただくことは重要と考えており、P8の基本理念 ○地域の個性を活かした魅力ある都市づくりの実現のため、＜都市づくりの基本的方向＞として「行政が県民や地元資本を巻き込み対話しながら作り上げるボトムアップなまちづくりの推進」や「IoT やビッグデータ等の先端技術の活用した都市の課題等の解決」を明記しました。<br>なお、福岡都市計画区域マスタープランに即して高岡市が作成した高岡市都市計画マスタープランでは、「市民が主役のまちづくり」を推進するため、まちづくりを実践する市民、地域、団体、企業、大学、行政等といった多様な主体が連携することが明記されています。 |

(ページ表記は、福岡都市計画区域マスタープラン(案)のページを表しています。)

2. パブリックコメントで提出された意見について 1名の方からいただきました。

| 番号 | 該当部<br>(該当 P)               | 意見の概要   | 意見に対する県の考え方  |
|----|-----------------------------|---|--|
| 1  | 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 (P17) | <p>案に記載されている工業地は福岡駅南側の工業地区と福岡IC周辺の大滝工業団地についてのみ記載してあるが旧北陸街道沿いの福岡金属工業団地の整備について触れられていない。</p> <p>当該地区を通る旧北陸街道(県道岡笹川線)は中学生の通学路でありまた本領地区の生活道路でもあります。道路幅が狭いにも拘わらず大型トラックの通行が頻繁で交通事故発生リスクの高い個所です。約 250mの区間の歩道整備は福岡町地域の要望事項の中で最重点項目です。工業地の道路は企業と住民の双方にとって安全で使いやすいものでなければなりません。この地区の問題は単なる道路の改善と言うよりは工場の立地計画に係わる問題です。</p> <p>総合計画は10年後の未開発の新しいエリアのビジョンを描くだけでなく地域の不具合を解消する計画も策定し示してもらいたい。</p> | <p>都市計画区域マスタープランは都市計画の基本的な方針を示すものであり、個別路線の歩道整備について記載することは困難です。ご理解をお願いします。</p> <p>なお、交通安全については、第1章の○快適で活力あるコンパクトな都市づくりの基本的方向としてP8に「歩行空間や自転車走行空間の確保や歩道のバリアフリー化など、安全で回遊性を高める道路空間の整備充実」を明記しました。</p> <p>第2章の基本方針では、○安全・安心で快適に暮らせる都市づくりを掲げており、P14に「犯罪や交通事故のない安全・安心な生活環境を創る」ことを明記しました。また、P20の2-1)交通施設の都市計画の決定の方針 ①基本方針でも、「歩行者や自転車にとっての快適な道路空間の確保に努め、安全で円滑な道路網の構築を図る。」ことを明記しました。</p> |

(ページ表記は、福岡都市計画区域マスタープラン(案)のページを表しています。)